原子力発電所外に適用されている放射能に関する主な指標例

平成24年4月 原子力被災者生活支援チーム

件名		策定日	指標		根拠等	
	食品の新たな基準値 〈厚生労働省〉	H24. 4. 1	飲料水 10Bq/kg			
			牛乳	50Bq/kg	内部被ばく1mSv/年を前提として設定	
			一般食品	100Bq/kg		
			乳児用食品	50Bq/kg	http://www.mhlw.go.jp/shinsai jouhou/shokuhin.html	
食品等に係る指標	水道水中の放射性物質に 係る管理目標値 〈厚生労働省〉	H24. 4. 1	10Bq/kg		WHO飲料水水質ガイドラインにおける放射性セシウムのガイダンス	
					レベル	
					http://www.mhlw.go.jp/shinsai jouhou/suidou.html	
	飼料中の放射性セシウム の暫定許容値 〈農林水産省〉	H24. 2. 3 【牛】 H24. 4. 1 【牛以外】	牛・馬用飼料	100Bq/kg	食品の放射性セシウムの新たな基準値(一般食品:100Bq/kg、牛乳:50Bq/kg)を超える畜水産物が生産されないよう設定。	
			豚用飼料		http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html	
			家きん用飼料	160Bq/kg	http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/120203.html	
			養殖魚用飼料	40Bq/kg	http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/120323.html	
	きのこ原木及び菌床用培地 の当面の指標値 〈農林水産省〉	H24.4.1	きのこ原木・ ほだ木	50Bq/kg	食品の放射性セシウムの新たな基準値 (100Bq/kg)を超えるきのこが生産されないよう設定。	
			菌床用培地· 菌床	200Bq/kg	http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/120328 2.html	
	脱水汚泥等を利用した	1100 0 10	1000 /1		放射性セシウムのクリアランスレベル。	
副次産物の利用 〈原子力災害対策本部〉		H23. 6. 16	100Bq/kg		http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616006/20110616006.html	
		H24. 3. 22	$100 \mathrm{Bq/kg}$		放射性セシウムのクリアランスレベル。	
					http://www.meti.go.jp/policy/mono info service/mono/jyutaku/investigation/1 20322/120322 regulation.pdf	
災害廃棄物(コンクリート くず等)の再生利用 〈環境省〉			遮蔽効果を有する資材に より地表面から30cmの厚 さを確保する場合		管理された状態で道路の下層路盤材等 (表面30cm以下) にコンク	
		H23. 12. 27			リートくず等を用いる場合。道路端に1年間居住しても、被ばく線量は10μSv/年以下。	
					http://www.env.go.jp/jishin/attach/concrete-waste111227.pdf	
			, .			
指定廃棄物の指定基準 ※基準を越えるものについては、指定廃 棄物として国が処理を行う (放射性物質汚染対処特措法省令等) 〈環境省〉		H23. 12. 14	8,000Bq/kg		8000Bq/kgの廃棄物を通常の処理方法で処理する場合、作業者及び 周辺住民の被ばく線量は1mSv/年を下回り、埋立処分を終了した最	
					終処分場の周辺住民の被ばく線量は10 µ Sv/年を下回る。	
					hattan / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
					http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html	
	間理加熱用の薪及び木炭の 当面の指標値	H23.11.2	薪	40Bq/kg	一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能な放射性物質の濃度(8,000Bq/kg)以下となるよう設定。	
〈農林水産省〉			木炭	280Bq/kg	http://www.rinva.maff.go.jp/j/tokuvou/shintan1.html	
肥料・培土・土壌改良資材の 暫定許容値 〈農林水産省〉		H23. 8. 1	400Bq/kg		肥料等を長期間施用しても事故前の農地土壌の放射性セシウムの濃 度範囲。施用作業時の外部被ばくが10μSv/年以下。	
					http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html	
	周辺監視区域外の		セシウム 137 90Bq/1		同一人かり~70歳まで、その濃度の水を飲料した場合の1年当たり 1 mSyに相当する濃度。	
水中の濃度限度 (原子炉等規制法)		_	セシウム	60Bq/1		
	棄物処理施設周辺の公共の		134	90Bq/1		
水域の水中の濃度限度 (放射性物質汚染対処特措法)		_	137	O Dq/ I	同一人が0~70歳まで、その濃度の水を飲料した場合の1年当たり 1mSvに相当する濃度。	
	(放射性物質污染对処特措法) 〈環境省〉		セシウム 134	60Bq/1		
廃棄物処理施設周辺の 大気中の濃度限度 (放射性物質汚染対処特措法)		_	セシウム 137	$30 \mathrm{Bq/m3}$	Sq/m3 同一人が0~70歳まで、その濃度の空気を摂取した場合の1年当	
			セシウム .		り1mSvに相当する濃度。	
	〈環境省〉		134	$20 \mathrm{Bq/m3}$		

- ※1 クリアランスレベル:放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの ※2 原子力安全委員会は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方に ついて」(平成23年6月3日)において、再利用に関しては、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準(10μSv/年)以下に なるように、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要があるとの考え方を示している。
 - (注)本資料は、内閣府原子力被災者生活支援チームが各省のホームページの情報等を基に取りまとめたものです。具体的な基準の概要等については 担当省庁にお問い合わせ願います。